

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日

平成 2 1 年第 3 回 岬町議会臨時会

第 1 日 会議録

平成21年第3回(11月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成21年11月27日(金)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 15名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総務部理事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企画部理事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴志雄
福祉部理事 南 康 明	事業部長兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上下水道部長 末 原 光 喜	会計管理者理事兼 会 計 課 長 洸 原 義 仁
教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 行財政改革課長 四至本 直 秀
総 務 部 総務法制課長 中 田 道 徳	企 画 部 秘書人事課長 竹 下 雅 樹

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長
兼議会係長

大 山 鐵 男

○会 期

平成21年11月27日（1日）

○会議録署名議員

3番 中 原 晶

5番 和 田 勝 弘

議事日程

日程1		議席の指定
日程2		会議録署名議員の指名
日程3		会期の決定
日程4		諸般の報告
日程5	議案第92号	専決処分の承認を求める件 （平成21年度岬町一般会計補正予算（第4次））
日程6	議案第93号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程7	議案第94号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件
日程8	議員提出 議案第3号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する件

(午前10時00分 開会)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第3回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○谷本 貢議長 日程1、「議席の指定」を行います。

今回の補欠選挙において当選されました豊国秀行君の議席について、指定いたします。

岬町議会会議規則第4条第2項の規定により、豊国秀行君の議席は、ただいま着席されている
席を指定いたします。

○谷本 貢議長 日程2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

3番中原晶君、5番和田勝弘君、以上の2名の方をお願いします。

○谷本 貢議長 日程3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月27日の1日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日11月27日の1日に
決定しました。

○谷本 貢議長 日程4、「諸般の報告」を行います。

はじめに、厚生委員会、事業委員会、議会運営委員会、空港対策跡地利用促進委員会及び、第二阪和国道建設促進委員会の委員が1名ずつ欠員でありましたが、岬町議会委員会条例第7条第1項の規定により、豊国秀行君を5委員会のそれぞれの委員に選任しましたことを報告いたします。

続きまして、事業委員会の副委員長が欠員となっておりますが、岬町議会委員会条例第8条第2項の規定により、事業委員会で互選の結果、豊国秀行君が副委員長に選出されましたことを報告いたします。

続きまして、過日の11月11日に開催されました町村議会議長全国大会におきまして、全国町村議会議長会創立60周年記念特別表彰を受けられました、和田勝弘君の伝達式を行います。

和田勝弘君、演台の前にお越しく下さい。

表彰状

大阪府岬町 和田勝弘殿

あなたは永年にわたり町村議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって本会創立六十周年式典にあたり特別表彰します。

平成21年11月11日

全国町村議会議長会会長 野村 弘

おめでとうございます。（拍手）

引き続きまして、町長から感謝状の贈呈があります。

和田勝弘君、町長は演台前にお越しく下さい。

○田代町長

感謝状

和田勝弘様

あなたは岬町議会議員として永年にわたり岬町自治並びに町村議会の振興と発展に寄与され、地域住民のためにご尽力された功績は誠に顕著であります。

よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成21年11月27日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

どうも、おめでとうございます。

ありがとうございます。（拍手）

○谷本 貢議長 ただいま表彰状並びに感謝状の贈呈が終わりましたが、和田勝弘君から謝辞を述べたいとのことです、これを許可します。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 謝辞、貴重な時間をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび全国町村議会議長会から表彰状をいただき、また町長からも感謝状をいただき、誠に恐縮するとともに大変光栄に思う次第であります。これもひとえに私がきょうまで30年余りの間、岬町議会議員としての席を与えていただきました住民の皆様、同僚議員の皆様、理事者、職員の皆様のご支援、ご指導、ご鞭撻のたまものと心から感謝を申し上げます。

きょうまでの議員活動を思うとき、さまざまな印象深い出来事がございましたが、皆様と力を合わせながら危機的な状況を克服してまいりました。

今後とも町の活性化、発展のためにもとより微力な私ではありますが、より一層の努力をしてまいる所存であります。どうか皆様の変わらぬご支援、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。（拍手）

○谷本 貢議長 和田勝弘君におかれましては、多年にわたり本当にご苦労さまでした。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○谷本 貢議長 それでは、本臨時会の開会にあたりまして、町長からあいさつを兼ね、所信表明をいたしたい旨の申し出がございますので、これを許可します。町長、田代堯君。

○田代町長 皆さんおはようございます。あいさつの前に先ほど和田勝弘議員が全国特別表彰を授与されましたこと、まずもって、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。今後、健康に十分留意されて議会生活をおくっていただくことをよろしくお願い申し上げます。

それでは、只今、議長のお許しを得ましたので、本日、平成21年11月岬町臨時会の開催にあたり、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

私は、先の選挙におきまして、皆様からの温かいご支援を賜り、歴史ある岬町の町長と言う大任を担うこととなりました。

この、私に託された4年間で「温かみのある町政を進めること」、「財政を立て直すこと」、

「町の未来を創造すること」の3つを基本理念とし、緊急課題である行財政改革や企業誘致等に積極的に取り組み、4年先には、やはり、私に町政を託して良かったと言って頂けるような町政運営に、全力で取り組んで参る所存であります。何卒よろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今後の町政運営を行なうにあたって、真っ先に取り組むべき方針は、本町の課題を直視し、その解決を図りながら、岬町の将来像の実現を目指すことであります。

今までは、一人の議会議員として、町政を考え、常に岬町の発展に繋がるかなどを視点に判断を行なってまいりました。

しかし、町長就任後1ヶ月を経過した中、再度、本町が抱える課題について、説明を受け、この課題解決のために今、何をなすべきかについて考え、これまでの制度や施策を「住民の視点」及び「利用者の視点」に立って組み立て直す必要があると再認識した次第であります。

また、この見直しにあたっては、従来型の発想に縛られることなく、岬町の発展に向け、勇気を持って第一歩を踏み出します。

そのためには、議会の皆様と連携を密にし、町職員と一体となって、取り組む決意であります。

さて、昨今の世界的な経済不況により、わが国の経済は、過去最悪の状況にあります。本町においても、この厳しい財政状況の中、今後も必要な住民サービスを安定的に提供するためには、本町が為すべき施策は何なのか。また、住民のために、何が出来るのかを検討し、実施することが、岬町の再生に繋がり、私の基本理念である「温かみのある町政」を進めることであります。

すなわち、私の掲げる公約の実施が現行の総合計画の仕上げとなり、そして、次期総合計画の重要な橋渡し役になるものと考えております。

以上の考えのもとに、私が進める重要な施策の具体的な内容について述べさせていただきます。

私は、緊急課題として次の3つを、選挙公約として掲げております。

- ① 家庭系可燃ごみの有料化の廃止
- ② 統合され休所となった多奈川保育所の復活
- ③ 固定資産税の超過課税率の見直しであります。

まず始めに、家庭系可燃ごみの有料化の廃止についてであります。

国においては、環境基準として、CO₂の25%削減を国際社会に宣言するなど、環境問題は、政府が率先して取り組むべき重要な課題となっております。

そして、この環境問題を考えるうえで、重要な施策が「循環型社会の形成」を目指す3Rの推進、つまり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用及び熱の回収であると言われております。

こうした中、本町においても持続可能な循環型社会の形成に資するための施策として、ごみの減量化やリサイクルの推進に効果が期待できる「ごみの有料化制度」を来年度から実施する予定でありました。

しかしながら、昨年の秋以降の、世界的な経済不況は、百年に一度と言われる程で、わが国にも大きな影響を与えております。

この影響は、雇用面で顕著となっており、特に、最近の完全失業率や有効求人倍率は過去最悪を示すなど、未だ景気回復の兆しは見えない厳しい状況が続いております。

本町においても、この不況の影響を受け、今の生活水準を維持するのが精一杯で、国民健康保険や介護保険などの支払いにも苦慮されている方も多いと推測されます。

また、本町は、平成19年度から固定資産税に超過税率を適用し、他の自治体と比較しても、住民負担が大きい状況となっております。

この超過税率は0.3%で、率だけを見るとわずかであると思われそうですが、税額に直しますと、約21%の負担増となっているなど、相当に重い負担をお掛けしております。

このような重い住民負担をお願いしている中、また、この景気の改善の兆しが見えない厳しい状況の中において、今回の家庭系可燃ごみの有料化制度を導入し、新たに住民負担を求めることは困難な状況であると確信した次第であります。

なお、今回の有料化から無料化に政策を変更したことにより、今後のごみ排出量の削減目標の達成や、有料化による手数料収入が皆無になることによる、財政的な影響については、適切な対応策を持って行なうこととしております。

2番目の統合され休所となった多奈川保育所の復活であります。わが岬町においても、少子化が急速に進んでおり、核家族化に伴い、地域とのふれあいも希薄化しております。

私は、これからの岬町と日本の将来を担う子どもたちを、こころ豊かな環境で育む、子育てを支援する行政施策が最も大事であると考えます。そして、子育てを通して、各世代の人々が集まって、地域の住民に根ざした、まちづくりを目指していきたいと考えています。

そこで、保育行政は、働く保護者にとって、仕事と子育ての両立は、大きな問題であることから、小学校区を基本として、地域に根ざした、また、家庭環境に配慮した、きめ細かな保育体制の整備を図ることが必要であります。

具体的には、平成23年度までに、多奈川小学校の空き教室を利用して、復活を図り、淡輪・深日・多奈川の各地域での保育機能を確保すると共に、多奈川小学校を開かれた、地域と密接な繋がりを持つ、小規模で、多機能な拠点として考え、子どもたちが健やかに育つまちづくりに努

めてまいります。また、保護者にとって、安心して子育てが出来る環境にするため、乳幼児医療や妊婦健診助成制度の充実を、図って参ります。

次に、固定資産税の超過課税率の見直しについてであります。当時、厳しい財政状況の中で、住民の皆様方には多大なご負担をおかけすることに、議会を含め、関係者にとっては、苦渋の決断であったかと存じます。

今の財政状況では、来年度から直ちに見直すことは、非常に難しい問題であります。事務組織の再編を行ない、行財政改革を積極的に推進していく上で、効果の目途が明らかになった段階で、固定資産税の超過課税率の見直しを実施したいと考えております。

以上が緊急課題である、三つの内容であります。

次に、住民主体のまちづくりについてであります。役場における窓口業務のあり方について、これまでも議論が繰り返されてきましたが、より一層の住民サービス向上を図るため、住民の視点に立った「分かりやすく・便利な」窓口業務体制の構築を目指す、「総合窓口」を設けたいと考えております。

この総合窓口では、来庁した住民が、どこの窓口へ行けばよいのか迷うことなく、いくつもの窓口を回ることもなく、一つの窓口で全ての手続きを行なうことが出来る、利用者に配慮したシステムにします。

また、住民のご意見を町政に反映させるために、定期的に意見交換の出来るミニ集会等を開催し、住民主体のまちづくりを目指して参ります。

次に「財政の立て直し」についてであります。ご承知のように、本町の財政は、平成19年度、20年度と単年度黒字とはいえ、将来に負担を先送りする起債、つまり、借金に頼っているのが実情であります。

平成20年度決算に基づく、実質公債費比率は19.5%で、早期健全化基準の25%を下回っているものの、府内市町村でワースト1となっており、府内で一番の借金体質であることを物語っております。

支出を抑えるとともに、収入の確保に努め、借金に頼らない、将来世代に負担を先送りしない、健全な財政運営を実現していくことが緊急の課題であります。

私は、平成22年度予算からは、あらゆる事務事業や人件費のあり方等について、聖域なきゼロベースでの総点検、見直しを行います。

本町の事務事業の見直しにあたっては、一般有識者にも参加していただいた中で、議論できる仕組みを構築して参ります。

岬町は、関西電力多奈川発電所の休廃止などにより、地域産業は停滞し、町財政の悪化の大きな要因となっております。

このような状況の中、新たな収入の確保については、容易ではありません。定住人口の増加や企業誘致、事業収益の増大に繋がる地域経済の発展といった、長期的な取り組みが大切であると考えます。これらについては、平成22年度に策定する、総合計画の中で、展望を示せるよう努めてまいります。

特に、企業誘致に関しては、専門組織を出来るだけ早い時期に立ち上げ、停滞している多奈川地区多目的公園及び民有地である、関西電力発電所跡地に、一日も早く新たな企業の進出に向けて、大阪府や関係者とともに、私自らが先頭に立って、積極的な誘致活動を展開し、自主財源の確保や、雇用の促進、地元企業の育成と地場産業の活性化を図ってまいります。

また、短期的には、滞納整理や未収金の回収などの徹底に努め、税負担の公平性を担保し、より充実したサービスを実現するための財源確保を図って参ります。そのための、収納対策組織の立ち上げについても検討してまいります。

次に、地域福祉施策についてであります。岬町は、ご承知の通り、すでに高齢化率が28%を超えております。また、身体・知的・精神の障害を持っておられる方も少なくありません。高齢者や障害者の方が、日々を元気に過ごしていただくためには、介護保険制度や障害者福祉制度だけでなく、社会参加が不可欠であると共に、各地域における周囲の方々のサポートも不可欠であります。私は、これからの福祉施策として、すべての地域の住民が「共に生きる」ことを、お互いが理解し、つながりを持つことが重要であります。

その施策として、現在活動しています、社会福祉協議会の小地域ネット活動や地区福祉委員会活動を充実し、高齢者の知恵と力を地域社会に生かしてもらう「シルバー人材センター」の設置を実現し、住民一人一人が共に生きがいを持ち、活力のある地域福祉のまち「元気なまち」を実現していきたいと考えています。

次に、教育と文化の充実についてであります。私たちの岬町は自然環境に恵まれた、歴史と文化の豊かな町であります。岬町の未来を創る子どもたちが、生まれ育った故郷に受け継がれてきた伝統や文化遺産への関心を高め、歴史を学び、地域への関心と愛着を深めてもらいたいと思っております。

将来、子どもたちが、社会人として、故郷に誇りと愛着が持てるような、教育が必要であると考えます。そのためには、小学校・中学校の教育課程において、郷土の歴史や文化を学ぶための、歴史教材の整備、そして、教育内容の充実等を、教育委員会と緊密に連携しつつ、教育環境の整

備を図って参ります。

更に、教育委員会には、子どもたちの学力向上はもちろんのこと、体力の向上や食育の充実も重要であり、総合的に「生きる力」を育む施策の充実をお願いしていく所存であります。

そのためには、学校現場で頑張っている先生方と家庭や地域との連携は欠かせないものであります。

また、子どもたちの安全確保を重視し、学校施設の耐震化を進め、安全・安心な教育環境を進めて参ります。

次に「第二阪和国道の早期延伸」についてであります。岬町の救急医療は、75%以上を和歌山市に依存しており、地域の活性化はもとより、地域住民の生命を守るため、第二阪和国道の早期延伸は不可欠であります。

当初の計画通り、平成23年3月の淡輪ランプまでの供用に向け、更に、和歌山までの全線供用に向けて、関係者団体と共に国に働きかけて参ります。

また、岬町の良好な環境を守るため、国に対しては万全の環境対策を求めると共に、地域の活性化のために、岬町内にパーキングエリアなどのサービス施設の設置を求めて参ります。

最後に、岬町の総合計画の策定についてであります。平成12年に策定した、第3次岬町総合計画は、平成22年度に目標年度を迎えることから、現在、新総合計画策定のための作業を進めております。

総合計画は、岬町の将来のまちづくりの基本方針を定める重要な計画であります。しかし、時代の変化は以前にも増して、スピードを速めており、計画の策定にあたっては、中・長期的な展望の中で、住民ニーズに合った、まちづくりの計画は、行政だけで決めるものではなく、住民参加による計画づくりが必要であると考えます。岬町に生まれて、また、岬町に移り住んで良かった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりの計画に取り組んで参ります。

以上で、私が岬町の町政運営としての「温かみのある町政」を進める、基本方針を述べさせていただきました。これらの推進にあたっては、議会の皆様、町職員並びに関係者と住民の皆様のご理解とご協力がなによりも、必要不可欠であります。何卒、岬町発展のため、よろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案いたしております議案は、平成21年度岬町一般会計補正予算（第4次）の「専決処分の承認を求める件」、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」及び「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」の3議案であります。どうか、よろしくご審議いただき、議決賜りますよう、お願い申し上げまして、開会にあたりまして

のご挨拶とさせていただきます。

○谷本 貢議長 町長のあいさつが終わりました。

本日の所信表明につきましては、原則として質疑をお受けしないこととなっておりますので、ご了承ください。

○谷本 貢議長 日程5、議案第92号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町一般会計補正予算（第4次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程5、議案第92号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町一般会計補正予算（第4次））」につきましてご説明いたします。

新型インフルエンザの流行拡大に伴いまして、妊婦や基礎疾患のある者等の優先対象者へのワクチン接種の開始に際しまして、低所得者層に対するワクチン実費相当額の負担軽減事業に係る補正予算を調製しまして、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成21年10月28日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

新型インフルエンザの流行が拡大する中、本年10月1日に「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」が国において決定されたところです。

当面、確保できるワクチンの量に限りがあることから、接種の優先順位を設定することとされており、町内及び大阪府内の医療機関におきましては、11月14日より「妊婦」「基礎疾患のある方」「1歳から就学前の幼児」「小学1年生から3年生」を対象者として、ワクチンの優先接種が開始されています。

また、1月以降は「1歳未満の小児の保護者」や「小学校4年生から6年生」「中学生及び高校生」「65歳以上の高齢者」へのワクチン接種が予定されていますが、ワクチンの接種回数が、高校生以下の年齢層を除きまして原則1回とされたことにより、ワクチン接種スケジュールの前倒しも現在、検討されており、決定次第、お知らせし、順次接種を開始する予定となっております。

今回のワクチン接種につきましては、接種を受けた本人又はその保護者から実費相当額を徴収することとなっております。しかし、優先接種対象者のうち低所得者の費用負担につきましては、予防接種法の定期接種に準じまして市町村民税非課税世帯を念頭に、市町村がその費用を

助成する措置を講じることとされており、その際、当該措置に要する財源の1/2を国が、1/4を都道府県が補助する仕組みとなっております。

本町におきましても、国の基本方針の趣旨に則り、生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する者に対する経済的負担の軽減を図るための措置を講じる必要があると判断し、所要の経費を本補正予算において計上いたしております。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,449万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,098万円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、4ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

府支出金といたしまして、低所得者ワクチン接種費用負担軽減事業補助金として1,078万8千円を計上いたしております。繰入金につきましては、本補正予算の必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金370万5千円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

衛生費につきましては、予防費といたしまして1,449万3千円を計上いたしております。主な内容といたしましては、接種奨励に係る回覧等の諸用紙代の消耗品費5万7千円、自治区への回覧等配送手数料5万1千円、優先接種対象者約2,300人に対するワクチン接種自己負担相当額に係る給付費1,438万5千円を計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 本件の提案理由について、お聞きしたいと思います。専決処分ということで、その理由については、議会の議決を得る必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないためというふうに理由のところに書かれてもおりますし、今そういったことをお聞きしたところでもありますが、時間的余裕がないためというものにつきましては、客観性が伴わないといけなものであると思いますので、その客観性について、お示しをいただきたいと思います。

○谷本 貢議長 時岡理事。

○時岡総務部理事 ただいまの中原議員のご質問にお答えいたします。ワクチン接種につきましては、国において、各都道府県におけるワクチンの支給。どういったスケジュールで行われるか。あるいは、またワクチンの接種のスケジュールについては、各都道府県単位で決定するということがございまして、今回の接種につきましても当初11月の16日から開始というような日程で示されておったわけですが、それがまた前倒しになって、11月14日からの開始になるといったように、今回のインフルエンザワクチンの接種に関しましては、スケジュールの変更等が市町村まで事前に正確な情報がおりにこなかったというような状況もあり、急遽そういったワクチン接種を開始するということになった状況がございます。そういったことから、事前に議員の皆様を招集して、ワクチン接種を開始する説明を行えなかったというのが実情でございますので、その点ご理解いただきたいと存じます。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今回の件に関しましては、今後についても、まだ混乱が予想される要素も残されておりますし、今お聞きしたとおり正確な情報がなかった点。また、各自治体においては、いろいろな面で、対応に苦慮されているというところかと思えますけれども、議会に議案を提案するというにつきましても、なるべく専決処分というものを避けるようにと。安易に専決という手続きをとらないようにということを求めていると思います。

○谷本 貢議長 要望でよろしいでしょうか。

○中原 晶議員 はい。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、新型インフルエンザの蔓延という大変な事態を前にしまして、ワクチン接種の費用の低所得者への免除を図るという措置については、大変望ましいことであると考えますけれども、先ほど示されたとおり対象が生活保護世帯と住民税非課税の世帯に限定されているということになっております。町長の所信表明演説でも述べられた

とおり、住民生活は以前に増してより一層厳しくなっているというところでもありますので、できれば、国から示された範囲を越えて、各自治体独自で、このワクチン接種の費用について低所得者以外についても無料化を図ると。そういった努力をしている自治体も各地で生まれているところでもありますので、今後町としても、その点について視野に入れて、より一層努力をしていたくということを併せて求めまして、賛成したいと思います。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります

これより、議案第92号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町一般会計補正予算（第4次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○谷本 貢議長 起立満場一致であります。

よって、議案第92号は原案のとおり承認することに決定しました。

○谷本 貢議長 日程6、議案第93号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程6、議案第93号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」についてご説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に伴いまして、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容は、裏面の条例の一部を改正する条例(案)、併せて、新旧対照表をご参照願います。

特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年岬町条例第12号)の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の192.5」に、「100分の232.5」を「100分の217.5」に改めるものでございます。

すなわち、特別職の6月賞与の支給月数を0.2月分引き下げまして、12月賞与は0.15月分引き下げるものでございます。

次に、附則第3項中「平成21年7月1日から平成21年10月8日」を「平成21年12月

1日から平成25年10月8日」に、「462,000」を「654,000」に、「529,000」を「544,000」に改める。

すなわち、町長の任期期間中、町長の給料770,000円から15%カットいたしまして、副町長の給料においても640,000円から15%カットするものでございます。

附則としまして、この条例は、平成21年12月1日から施行するものでございます。ただし、第6条の改正規定（「100分の212.5」を「100分の192.5」に改める部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

いわゆる、6月賞与については、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上が、条例改正（案）の内容でございます。よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 これで質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第93号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○谷本 貢議長 起立満場一致であります。よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程7、議案第94号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程7、議案第94号「一般職の職員の給与に関する条例等」の一部を改正する件について説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に伴いまして、関係条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容は、裏面の条例等の一部を改正する条例(案)、並びに、新旧対照表をご参照願います。

まず、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年岬町条例第9号)の一部を次のように改正するものでございます。

第15条第1項及び第2項を次のように改正します。

住居手当は、自ら居住するため住宅。（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に支給するものでございます。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1

が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

これは、新築・購入後5年間に限り支給されていた自宅に係る住居手当2,500円の廃止に伴うものでございます。

第22条第2項中「100分の160」を「100分の150」と、同条第3項中「100分の160」とあるのは「100分の85」を「100分の150」とあるのは「100分の80」に改めるものでございます。

第23条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に改める。

すなわち、一般職の12月賞与の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げ、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き下げ、合わせて賞与の支給月数を0.15月分引き下げるものでございます。

また、再任用及び任期付職員の12月賞与の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものでございます。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

これは、一般職給料表及び教育職給料表を全面改定しまして、月例給の引下げを行うものでございます。条例（案）を6枚めくってください。給料表の終わりの下側を参照してください。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条中「ときは」の次に「、勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第17条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条に次の3項を加える。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めているものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該1時間につき、第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150（その勤務が午後5時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する町長が定める割合（その勤務が午後5時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

これは、労働基準法の改正を踏まえ、特に長い時間外勤務を強力に抑制し、また、こうした時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間を指定することができる制度が新設されたことに伴います改正でございます。

第22条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中

「「１００分の１４０」とあるのは「１００分の７５」」を「「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７５」」を「「１００分の１２５」とあるのは「１００分の６５」に、「１００分の８０」を「１００分の８５」に改める。

第２３条第２項第２号中「、６月に支給する場合においては」及び「１２月に支給する場合においては１００分の４０」を削る。

これは、６月賞与での期末手当及び勤勉手当の引下げ分に合致するものであります。

第３条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年岬町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条の３の次に次の１条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第８条の４ 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年岬町条例第９号。以下「給与条例」という。）第１７条第４項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第１０条第１項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

２ 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第１０条第１項中「（休日）」を「（第８条の４第１項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第１５条第３項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年岬町条例第９号）」を「給与条例」に改める。

これは、第２条の４、５、６と同じく、月６０時間を超える時間外勤務に係る新制度に対応するものでございます。

第３条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年岬町条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「給料月額に」を「給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２１年岬町条例第 号）の施行の日において同条例附則第２項第１号に規定する減額対象職員であるものにあつては、当該給料月額に１００分の９９．７６を乗じて得た額とし、

その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に」に、「職員には」を「ものには」に改める。

これは、平成18年の給与構造改革に伴う減給補償を受けている職員に対する処置でございます。

第5条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年岬町条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成21年4月1日」を「平成21年12月1日」に、「100分の2」を「100分の1」に改める。

これは、2%独自カットしていた給与を12月から1%復元するものでございます。

附則としまして、（施行期日）は、

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）として、

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第28条第1項から第3項まで及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から12月1日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する条例第27条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給それぞれ次の給与表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この号において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であったもので任用の事情を考慮して町長が定めるものを除く。）にあつては、その減額対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち町長が定める日））において減額対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数

(同年4月1日から施行日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、その他町長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該機関を考慮して町長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額とする。

- (2) 平成21年6月1日において減額対象職員であった者(任用の事情を考慮して町長が定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

これは、今回の給料表の改定により発生する4月から11月分の給料、諸手当及び6月賞与の差額について、改定後の給料表から算出された額に調整率0.24%を掛けた額を12月賞与から減額して調整を図るものでございます。

なお、附則の給料表に示しております級の号級にある若年層の職員については、給料の引下げがありませんので、減額調整ありません。

最後に、

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。こととしております。

以上が、条例改正(案)の内容であります。

なお、今回の人事院勧告及び給与カットの1%復元による影響額は、約820万円程度の減額になると試算しております。

ご心配いただいております職員組合とも11月5日进行きりにいたしまして、3回の協議いたしまして、11月24日に正式に合意していることを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 まず1点目に確認なんですけども、超過勤務手当について確認をしたいと思えます。先ほど提案の内容を聞いていた中で、ちょっと確認なんですけども、月に60時間を超える超過勤務に対する手当の割合が引き上げられるという内容の案の説明の中で、勤務1時間につき給与額に100分の150を乗じて得た額を支給するというのが2箇所ほどでてくるんですけども、その説明の中で、それに該当する勤務の時間帯について、議案書を見せていただきますと、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までとありますけれども、先ほど午後

5時から翌日午前5時までというふうにおしゃっておられたかなと思ひまして、ちょっと正確な内容の確認をさせていただきたいというのが1点目であります。

それから、この超過勤務手当につきましては、月に60時間を超えるというものについてのことでありますので、この場で改めて月に60時間以上の超過勤務というものは実際にあるのかということの確認をしておきたいと思ひます。

それから今回の減額については、いくつかの項目で複数にわたって減額の対象となっておりますので、年間平均いくらくらい一般職の皆さん減額という結果になるのか、ひとりあたりの平均の減額の実額の金額をお聞かせいただきたいと思ひます。月給によってさまざま率や金額の違いがあると思ひますけれども、平均したら年間いくらくらいの減給になるのか、これにつきましては、複数にわたる影響すべてを考慮したうえでの平均額をお聞きしたいと思ひます。

以上3点よろしくお願ひします。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘。

○笠間企画部長 失礼いたしました。先ほどの1点目の確認ですけれども、午後10時から翌日の午前5時ということでございますので、私の方の読み間違いかなと思ひます。修正させていただきます。

それから、超過勤務手当の60時間を超える職員があるのかというご質問でございますけれども、平成21年度に入りましては、現在1ヶ月に60時間を超える職員はございません。

3点目のひとりあたりどれくらい影響があるのかということでございますが、このたび820万円の影響がでると予定をしておひまして、160人の職員がござひます。それから割り出しますと平均しまして5万円を超える金額になるというふうを考えられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 超過勤務手当についてのみ申し上げておきたいと思ひます。実際に月60時間以上の超過勤務はないということでありましたけれども、これはないということであればいいんですけれども、実際本当にそういうことがないのかどうかについては、個人的に疑念を持つものでありまして、今社会的にも官製ワーキングプアというようなことが問題視されている時期でもありまして、公のお仕事に携わる公務員の皆さんの健康等を害しないように超過勤務については、厳正に運用していただきたいとこの場では要望だけを申し上げておきたいと思ひます。

○谷本 貢議長 他に、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。反対ですか。中原 晶君。

○中原 晶議員 本件につきましては、職員組合の皆さんと話し合いがついて、合意が得られているということでありましたけれども、一議員といたしましては、住民の皆さんへの影響ということも考慮したうえで賛成しかねるという立場であることを申し上げておきたいと思います。

今回の給与の引き下げについては、月齢給の引き下げ、それが今年度の4月から遡及されて、不利益措置をこうむる点や、持ち家にかかる住居手当、月に2,500円。これを廃止することなど、さまざまな内容が含まれております。持ち家につきましては、民間でも実施されていることで、人事院勧告事態が民間準拠という考え方があるにもかかわらず、持ち家については、手当を廃止するということについては、根拠がないといった点も不自然さを感じる点の一つであります。

また、月齢給の引き下げ、一時金の引き下げ等で、公の職務に携わる職員の皆さんの生活に及ぼす影響が懸念されるものであります。公務員の皆さんの健康と生活を守ることにつきましては、住民サービスの向上にも直結するものであるというふうに考えますので、その点にも懸念をしているところであるということを申し上げておきたいと思います。

また、人事院勧告につきましては、6月の議会でも申し上げましたが、今不況のもとで、所得の減少事態が個人消費を下押しするということは証明済のものでありまして、今起こっている景気の悪化をより一層深刻化させかねないという立場からも、本件については、賛成しかねるという立場を申し上げておきたいと思います。

○谷本 貢議長 他に、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第94号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程８、議員提出議案第３号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明求めます。議会議員、辻下正純君。

○辻下正純議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案 第３号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を地方自治法第１１２条及び岬町議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、辻下正純。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、鍛冶末雄、中原 晶、反保多喜男、辻下文信、豊国秀行、和田勝弘、以上であります。

提案理由は、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和５２年法律第９５号）の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。裏面をご参照願います。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年岬町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２１２．５」を「１００分の１９２．５」に、「１００分の２３２．５」を「１００分の２１７．５」に改める。

なお、附則としまして、この条例は、平成２１年１２月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定（「１００分の２１２．５」を「１００分の１９２．５」に改める部分に限る。）は、平成２２年４月１日から施行する。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第3号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致であります。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって、平成21年第3回岬町議会臨時会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時22分 閉会)

以上の記録が本町議会平成21年第3回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年11月27日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 中 原 晶

議 員 和 田 勝 弘